



宮崎県公報

平成28年6月29日(水曜日)号外第37号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

	頁
選挙管理委員会規程	
○公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程……………	1

選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成28年6月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

宮崎県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(実費弁償及び報酬の最高額)</p> <p>第64条 法第197条の2第1項又は第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額又は選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により、選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は、令第129条第1項又は第4項に規定する基準額(報酬の額については、その最高額)とする。</p> <p>別記</p> <p>第24号の6様式(第61条の5関係)</p> <p>(その1)選挙運動用自動車</p> <p>[略]</p> <p>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (1)以外の場合 <u>15,300円</u></p> <p>[略]</p> <p>第24号の7様式(第61条の5関係)</p> <p>(その1)ピラ作成証明書</p> <p>[略]</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合</p>	<p>(実費弁償及び報酬の最高額)</p> <p>第64条 法第197条の2第1項又は第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額又は選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は、令第129条第1項又は第4項に規定する基準額(報酬の額については、その最高額)とする。</p> <p>別記</p> <p>第24号の6様式(第61条の5関係)</p> <p>(その1)選挙運動用自動車</p> <p>[略]</p> <p>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (1)以外の場合 <u>15,800円</u></p> <p>[略]</p> <p>第24号の7様式(第61条の5関係)</p> <p>(その1)ピラ作成証明書</p> <p>[略]</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合</p>

<p><u>7円30銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額</u></p> <p>イ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合 $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$ = 単価 …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p> <p>(その2) ポスター作成証明書</p> <p>[略]</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500以下の場合 $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ = 単価 …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500を超える場合 $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500枚)}{\text{ポスター掲示場数}}$ = 単価 …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p> <p>第24号の8様式 (第61条の6関係)</p> <p>(その2) ビラ</p> <p>[略]</p> <p>(別紙)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 (D) 欄には、次に算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円30銭</u></p> <p>(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$ …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p> <p>(その3) ポスター</p> <p>[略]</p> <p>(別紙)</p> <p>[略]</p> <p>2 (D) 欄には、次に算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500以下の場合 $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500を超える場合 $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p>	<p><u>7円51銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額</u></p> <p>イ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合 $\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$ = 単価 …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p> <p>(その2) ポスター作成証明書</p> <p>[略]</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500以下の場合 $\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ = 単価 …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500を超える場合 $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500枚)}{\text{ポスター掲示場数}}$ = 単価 …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p> <p>第24号の8様式 (第61条の6関係)</p> <p>(その2) ビラ</p> <p>[略]</p> <p>(別紙)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 (D) 欄には、次に算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円51銭</u></p> <p>(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$ …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p> <p>(その3) ポスター</p> <p>[略]</p> <p>(別紙)</p> <p>[略]</p> <p>2 (D) 欄には、次に算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500以下の場合 $\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500を超える場合 $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ …… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>[略]</p>
---	---

附 則

この規程は、公表の日から施行する。